

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令 参照条文 目次

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）	1
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）	4
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	8
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	10
○ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）	26

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（内閣総理大臣の調査）

第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（第六六条の二から第六六条の四までに規定するものに限る。）に関し調査することができる。

②（略）

（再就職等監視委員会への権限の委任）

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（秘密を守る義務）

第百条（略）

②・③（略）

④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかった者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

（在職中の求職の規制）

第六六条の三（略）

②（略）

一〜三（略）

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

- ③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
- ④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
- ⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 （略）

②～④ （略）

⑤ （略）

一～五 （略）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

- ⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
- ⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
- ⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
- ⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならぬ。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第六百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。
(任命権者に対する調査の要求等)

第六百六条の十八 委員会は、第六百六条の四第九項の届出、第六百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② (略)

(共同調査)

第六百六条の十九 委員会は、第六百六条の十七第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

(勧告)

第六百六条の二十一 委員会は、第六百六条の十七第三項(第六百六条の十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第六百六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行かせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。
③ 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(委員会による調査)

第六百六条の二十 委員会は、第六百六条の四第九項の届出、第六百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② (略)

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八八号）（抄）

附 則（抄）

（営利企業への再就職の暫定的規制）

第四条 施行日から三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、職員（職員であった者であつて離職の日から起算して二年を経過していない者を含む。）は、離職前の在職機関（離職前五年間に在職していた政令で定める国の機関、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社又は都道府県警察をいう。）と密接な関係にある営利企業として政令で定めるものの地位に就くことを承諾し、又は就いてはならない。

2 前項の規定の適用については、次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなす。

一 常時勤務を要しない官職を占める職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）

二 臨時的職員

三 条件付採用期間中の職員

3 第一項の規定は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下この項において「退職手当通算法人」という。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものについては、適用しない。

5 第一項の規定は、政令で定めるところにより、職員が所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長（当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長）の申出により内閣の承認を得た場合には、適用しない。

6 内閣は、前項の承認の申出が、公務の公正性の確保のための基準として政令で定めるものに適合すると認められる場合でなければ、同項の承認をしなければならない。

7 内閣は、職員が第一項の政令で定める営利企業の役員の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合を除き、離職前五年間に管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに在職した期間のない職員についての第五項の規定による承認の権限を、政令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長（当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長）に委任することができる。

8 第一項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 施行日から第一項の政令で定める日までの間にした同項に規定する行為に対する罰則の適用については、同項の政令で定める日後も、なお従前の例による。

（他の役職員についての依頼等の規制の特例）

第五条 前条第一項に規定する政令で定める日までの間、公務の公正性の確保を図りつつ職員又は特定独立行政法人の役員（以下この項において「役職員」という。）の離職後の就職の援助を行うための基準として政令で定める基準に適合する場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、職員が当該承認に係る他の役職員又は役職員であった者を当該承認に係る営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）又はその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の地位に就かせることを目的として当該営利企業等に対し、当該役職員若しくは役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを要求し、若しくは約束するときは、第一条の規定による改正後の国家公務員法（次条において「改正後の法」という。）第百六条の二の規定は、適用しない。

2 前項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

3 前項の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

4 委員会が第二項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対して行うことができる。

第六条 前条第一項の承認に係る管理職職員(改正後の法第六六条の二十三第三項に規定する管理職職員をいう。)が当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下この条において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 その他政令で定める事項

(特定独立行政法人の役員への準用)

第十条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)及び附則第十二条の規定は、特定独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)又は役員であった者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となった場合には、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員が非常勤の役員となった場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の前職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項、附則第七条及び第十二条第一項中「第一条の」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正

後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第百十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）

第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）、及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の第三項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九

条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）

（役員（の）服務）

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4・5 （略）

（役員（の）退職管理）

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第一百六条の二（第二項第三号を除く。）、第一百六条の三、第一百六条の四及び第一百六条の十六から第一百六条の二十七までの規定（これらに係る罰則を含む。）、同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百二十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員（の）退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第一百六条の十六中「第一百六条の二から第一百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一百六条の二から第一百六条の四まで」と、同法第一百六条の二第二項及び第四項、第一百六条の三第二項並びに第一百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項」と、同法第一百六条の二第二項第二号及び第四項、第一百六条の三第二項第一号、第一百六条の四第一項並びに第一百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第一百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に

規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前二項」と、同法第百六条の二第二項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第百六条の二第二項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第百六条の二第二項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の二第二項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4・5 (略)

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八条 法第六六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 法第六六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした職員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる第四条各号に掲げる事務について、それぞれ職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該職員に依頼している場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該職員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該職員と特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者にならうとする場合

2 職員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなった場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第十一条の規定により、再就職等監察官（以下「監察官」という。）に委任されている場合にあつては、監察官。次条及び第十条において「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。（求職の承認の手続）

第九条 求職の承認を得ようとする職員は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを委員会等に提出しなければならない。

- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 官職
 - 四 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称
 - 五 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容
 - 六 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係
 - 七 その他参考となるべき事項
- (求職の承認の附帯条件)
- 第十条 委員会等は、求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。
- 2 委員会等は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。
- (求職の承認の権限の委任)
- 第十一条 再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）は、法第百六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第百六条の四第三項に規定する職に就いたことのない職員に対するものを監察官に委任することができる。
- (再就職者による依頼等の承認の手続)
- 第二十三条 法第百六条の四第五項第六号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会（依頼等の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官）に提出しなければならない。
- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 離職時の官職
 - 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
 - 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
 - 六 離職前五年間（再就職者が法第百六条の四第二項又は第三項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間

を含む。)の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特定独立行政法人の役員の職及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第百六条の四第五項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第百六条の四第五項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の承認の権限の委任)

第二十四条 委員会は、法第百六条の四第六項の規定により委任された承認の権限のうち、同条第三項に規定する職に就いたことのない再就職者に対するものを監察官に委任することができる。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第二十五条 法第百六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を監察官に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人)

第三十二条 法第百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下この条において「給付金等」という。)のうちを占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものとする。

附 則 (抄)

(経過措置)

第二条 法第六六条の二第三項及び改正法附則第四条第四項に規定する退職手当通算法人には、当分の間、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含むものとする。

第三条 改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、求職の承認の申請をした職員が改正法附則第五条第一項（改正法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認に係る他の職員である場合において、当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等が改正法附則第五条第一項（改正法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認に係る営利企業等であるときは、第八条第一項中「該当し」とあるのは「該当する場合又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認に係る他の職員が、当該承認に係る利害関係企業等の地位に就こうとする場合であつて」と、第九条第七号中「その他」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認の有無その他」とする。

2 改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、第二十六条第四項第十号、第三十五条第二項第九号並びに第三十八条第八号及び第九号中「求職の承認」とあるのは、「求職の承認及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認並びに同法附則第四条第五項の承認」とする。

第四条 第三十二条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(離職前の在職機関たる国の機関)

第五条 改正法附則第四条第一項の政令で定める国の機関は、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）、人事院、内閣府（宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関を除く。）、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する機関、会計検査院並びに防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百八号）の施行前の防衛施設庁とする。

(離職前の在職機関と密接な関係にある営利企業)

第六条 改正法附則第四条第一項の離職前の在職機関と密接な関係にある営利企業として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 離職前五年間に、離職前の在職機関に対し、許認可等又は補助金等の交付に係る申請中の期間がある営利企業

- 二 離職した日の五年前の日より前に、離職前の在職機関から許認可等（当該許認可等によりその対象となる事業又は事務の実施が可能となるもの限り、離職した日の五年前の日より前においてのみ可能となるものを除く。）又は補助金等の交付（当該補助金等の交付の対象となる事業若しくは事務の完了若しくは廃止の日又は当該補助金等の交付の決定の全部の取消しの日が離職した日の五年前の日より前であるものを除く。）を受けた営利企業
- 三 離職前五年間に、離職前の在職機関による検査等、不利益処分又は行政指導であつて、第五号に規定する捜査等として行われるものを除いたものの対象となり得る期間がある営利企業
- 四 離職前五年間に、離職前の在職機関に対し届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下同じ。）を行つた営利企業及び離職した日の五年前の日より前に、離職前の在職機関に対し届出（当該届出によりその対象となる事業又は事務の実施が可能となるもの限り、離職した日の五年前の日より前においてのみ可能となるものを除く。）を行つた営利企業
- 五 離職前五年間に、離職前の在職機関に所属するいずれかの職員が職務として犯罪の捜査又は公訴の提起若しくは維持（附則第十条第一号において「捜査等」という。）に関する事務に従事した場合における当該犯罪の捜査を受けた被疑者又は当該公訴の提起を受けた被告人である営利企業
- 六 離職前五年間に係る年度（四月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。ただし、離職した日の五年前の日の翌日の属する年度にあつては同日から当該年度に属する三月三十一日までの期間と、離職の日が属する年度にあつては当該年度の四月一日から離職の日までの期間とする。第十一号において同じ。）のいずれかの年度において、離職前の在職機関との間の契約の総額が二千万円以上である営利企業
- 七 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十一条又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十条に規定する出資に係る営利企業（離職前の在職機関が同法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）である場合に限る。）
- 八 離職前五年間に、離職前の在職機関が法律若しくは法律に基づく命令（告示を含む。）又は業務方法書その他の規則に基づいて共同研究（離職前の在職機関と営利企業が共同して行う研究をいい、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三三号）第十一条第一項第四号に規定する技術指導を含む。附則第十条第一号りにおいて同じ。）を実施した営利企業
- 九 離職前に、次に掲げるもの（以下「関係機関等」という。）に対し、許認可等又は補助金等の交付（関係機関等が、離職前の在職

機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を行ふものに限る。)に係る申請中の期間がある営利企業(離職前五年間に離職前の在職機関に所属するいずれかの職員が当該申請に関し、当該関係機関等に対する許認可等、法令の規定に基づく同意若しくは意見の提出又は当該関係機関等との法令の規定に基づく協議に関する事務に従事した場合に限る。)

イ 前条に規定する国の機関、特定独立行政法人、旧公社又は都道府県警察であつて、離職前の在職機関以外のもの
ロ 地方公共団体(都道府県警察を除く。)

ハ 特定独立行政法人以外の独立行政法人

ニ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等

ホ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。)

ヘ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

十 離職前五年間に関係機関等により行われる検査等、不利益処分又は行政指導(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を行ふこととされているものに限る。)の対象となり得る期間がある営利企業

十一 離職前五年間に係る年度のいずれかの年度において、関係機関等と締結した契約(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を経て締結したものに限る。)の総額が二千万円以上である営利企業

十二 関係機関等が行う出資(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を行ふものに限る。)に係る営利企業
十三 前各号に該当する法人である営利企業の子法人(一の法人である営利企業が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人である営利企業をいい、一の法人である営利企業及びその子法人である営利企業又は一の法人である営利企業の子法人である営利企業が株主等の議決権の総数の百分の五十を超

える数の議決権を保有する法人である営利企業は、当該法人である営利企業の子法人である営利企業とみなす。
(退職手当通算法人)

第七条 改正法附則第四条第四項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 首都高速道路株式会社
- 二 株式会社日本政策金融公庫
- 三 株式会社日本政策投資銀行
- 四 阪神高速道路株式会社
- 五 成田国際空港株式会社
- 六 本州四国連絡高速道路株式会社
- 七 関西国際空港株式会社
- 八 日本たばこ産業株式会社
- 九 日本電信電話株式会社
- 十 北海道旅客鉄道株式会社
- 十一 四国旅客鉄道株式会社
- 十二 九州旅客鉄道株式会社
- 十三 日本貨物鉄道株式会社
- 十四 東日本電信電話株式会社
- 十五 西日本電信電話株式会社
- 十六 日本環境安全事業株式会社
- 十七 東日本高速道路株式会社
- 十八 中日本高速道路株式会社
- 十九 西日本高速道路株式会社
- 二十 日本郵政株式会社
- 二十一 郵便事業株式会社

二十二 郵便局株式会社

二十三 株式会社商工組合中央金庫

二十四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

(退職手当通算予定職員)

第八条 改正法附則第四条第四項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、同項に規定する退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(営利企業への就職の承認の手続等)

第九条 職員(職員であつた者であつて退職の日から起算して二年を経過していない者を含む。以下この条から附則第十一条までにおいて同じ。)は、改正法附則第四条第五項の承認(以下「営利企業への就職の承認」という。)を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該職員の所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長(当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長)に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 官職(当該職員が既に離職している場合には、離職時の官職)

四 当該営利企業への就職の承認の申請に係る営利企業の名称

五 当該営利企業への就職の承認の申請に係る営利企業の業務内容

六 当該営利企業への就職の承認の申請に係る職員が就くことを承諾し、又は就こうとする営利企業の地位及びその業務内容

2 職員は、営利企業への就職の承認を得た場合においても、離職の日から起算して二年を経過していない 場合において、その営利企業内の承認を得た地位以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとするときは、改めて営利企業への就職の承認を得なければならぬ。

3 改正法附則第四条第五項の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、内閣総理大臣 が定める。
(営利企業への就職の承認の基準)

第十条 改正法附則第四条第六項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認

められることとする。

一 営利企業への就職（職員が、附則第六条各号に掲げるものの地位に就くことを承諾し、又は就くことをいう。以下同じ。）が、次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ 職員が、離職前五年間に、処分等（許認可等、補助金等の交付、検査等、不利益処分、行政指導又は届出の受理をいい、捜査等として行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関する事務であつて、就職予定営利企業（職員がその地位に就くことを承諾し、又は就こうとする営利企業をいう。以下同じ。）がその対象となり得るもの（当該就職予定営利企業の役員以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合にあつては、事業の開始の届出その他の裁量の余地の少ない処分等又は軽微な処分等として内閣総理大臣が定めるものに関する事務を除く。）をその職務とする官職を占めていた期間がある場合（当該事務が經理の検査の実施、特許権の設定の審査その他の内閣総理大臣が定めるものに限られる場合であつて、当該職員が当該就職予定営利企業に対する当該処分等に関する事務に従事した期間のない場合を除く。）

ロ 職員が、離職前五年間に、職務として被疑者又は被告人である就職予定営利企業に対する捜査等に関する事務に従事した期間がある場合

ハ 職員が、離職前五年間に、法第六六条の四第三項に規定する職に就いていた期間があり、かつ、離職前の在職機関（当該期間に在職していたものに限る。）が、当該期間に、処分等であつて、当該就職予定営利企業がその対象となり得る事業の免許、事業計画又は料金の認可その他の内閣総理大臣が定めるものに関する事務を所掌することにより当該就職予定営利企業の運営に重大な影響を及ぼし得る関係にあつた場合

ニ 職員が、離職前五年間に、離職前の在職機関とハに規定する関係にあつた就職予定営利企業を代表する役員（地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合）

ホ 職員が、離職前五年間に、旧公社における出資（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法第二十一条又は郵政民営化法第三十条に規定する出資をいう。以下この号ホ及びヘにおいて同じ。）に関する事務をその職務とする官職を占めていた期間があり、かつ、就職予定営利企業が出資に係る営利企業である場合

ヘ 職員が、離職前五年間に、旧公社における官職を占めていた期間があり、かつ、出資に係る就職予定営利企業を代表する役員（地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合）

ト 職員が、離職前五年間に、離職前の在職機関と就職予定営利企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事した期間があ

る場合（当該契約の総額が内閣総理大臣が定める基準に該当する場合を除く。）

チ 離職前五年間における離職前の在職機関と就職予定営利企業との間の契約関係が当該就職予定営利企業の業績に重大な影響を及ぼし得るものとして内閣総理大臣が定める基準に該当する場合

リ 職員が、離職前五年間に、就職予定営利企業との間で行った共同研究（内閣総理大臣が定める基準に該当するものを除く。）に関する事務に従事した期間のある場合

又 職員が、離職前五年間に、関係機関等による就職予定営利企業に対する処分等（営利企業の役員以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合にあっては、イに規定する裁量の余地の少ない処分等又は軽微な処分等として内閣総理大臣が定めるものを除く。）若しくは出資又は関係機関等と就職予定営利企業との間の契約（当該契約の総額が内閣総理大臣が定める基準に該当するものを除く。）に関する当該関係機関等に対する許認可等、法令の規定に基づく同意若しくは意見の提出又は関係機関等との法令の規定に基づく協議に関する事務に従事した期間のある場合

ル 就職予定営利企業の地位の業務内容に、離職前の在職機関との間の契約の締結又は履行、離職前の在職機関に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請その他離職前の在職機関に対する折衝等に関するものが含まれている場合

二 営利企業への就職が、前号イからルまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合において、離職前五年間に次条第一項に定める官職を占めていた期間のない職員、専ら研究若しくは教育に従事する職員その他職務と責任に特殊性がある職員又は任期を定めて採用された職員その他任用若しくは離職について特別の事情のある職員の営利企業への就職として内閣総理大臣が定めるものに該当すること。

（営利企業への就職の承認の権限の委任）

第十一条 改正法附則第四条第七項の管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものは、離職前五年間に次に掲げる職員以外の職員のみが占めていた官職とする。

一 次に掲げる職員

イ 給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以下の職員及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の給与法（以下「平成十七年改正前の給与法」という。）の別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級以下の職員

ロ 給与法別表第一ロ行政職俸給表（二）の適用を受ける職員

- ハ 給与法別表第二専門行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級以下の職員
- ニ 給与法別表第三税務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以下の職員及び平成十七年改正前の給与法別表第三税務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級以下の職員
- ホ 給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が八級以下の職員及び平成十七年改正前の給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級以下の職員
- ヘ 給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以下の職員及び平成十七年改正前の給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級以下の職員
- ト 給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級以下の職員
- チ 給与法別表第五ロ海事職俸給表（二）の適用を受ける職員
- リ 給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以下の職員、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十六号）第一条の規定による改正前の給与法（以下「平成十六年改正前の給与法」という。）別表第六イ教育職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以下の職員及び平成十六年改正前の給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）又は別表第六ハ教育職俸給表（三）の適用を受ける職員
- 又 給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）の適用を受ける職員及び平成十六年改正前の給与法別表第六ニ教育職俸給表（四）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以下の職員
- ル 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以下の職員
- ヲ 給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が二級以下の職員
- ワ 給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以下の職員
- カ 給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の適用を受ける職員
- ヨ 給与法別表第九福祉職俸給表の適用を受ける職員
- タ 給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が一級の職員
- 二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
- 四 副検事

五 特定独立行政法人の職員

六 旧公社の職員

- 2 内閣は、職員が附則第六条各号に掲げる営利企業の役員に就くことを承諾し、又は就こうとする場合を除き、離職前五年間に前項に規定する官職を占めていた期間のない職員（離職前五年間に同項各号に掲げる職員以外の職員として在職した期間がある者を除く。）についての営利企業への就職の承認の権限を当該職員の所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長（当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長）に委任する。
- 3 内閣は、必要があると認めるときは、前項の規定により営利企業への就職の承認の権限の委任を受けた者（第五項において「委任を受けた者」という。）に対し、営利企業への就職に関する事務の実施状況について報告を求め、及び調査を行うことができる。
- 4 内閣は、前項の規定による権限を内閣総理大臣に委任する。
- 5 内閣は、委任を受けた者の行った営利企業への就職の承認が、前条の基準に適合しないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（離職後の就職の援助を行うための基準）

第十二条 改正法附則第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められることとする。

一 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

- イ 営利企業等が役員又は役職員であった者を当該営利企業等又はその子法人の地位であつて、当該者の有する専門的な知識経験を必要とするものに就かせることを目的として、職員に対し役職員又は役職員であつた者に関する情報の提供を依頼していること。
- ロ イの依頼に係る営利企業等が次のいずれにも該当しないこと。

（1）改正法附則第五条第一項の承認（以下「就職の援助の承認」という。）の申請に係る他の役職員が在職している行政機関等（第十六条第一項各号に掲げる国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察をいう。以下同じ。）又は他の役職員であつた者が離職時に在職していた行政機関等との間で当該申請前五年間に締結した契約のうち、その会計経理に関し、入札又は契約の適正な執行の確保に関する事務を行う機関として内閣府令で定めるものにより、法令若しくは予算に違反し、又は不当と認められた事項（当該行政機関等及び当該営利企業等の一方又は双方により組織的に行われた犯罪その他の不正な行為に起因するもの）であつて、当該事項に関する是正又は改善の措置が講じられていないと認められるものに限る。）があるものを締結した営利企

業等

(2) 就職の援助の承認の申請に係る他の役職員のうち他の職員に係るものにあつては、当該他の職員の利害関係企業等（第八条第一項第一号に掲げる場合を除く。）

(3) 就職の援助の承認の申請に係る他の役職員のうち特定独立行政法人の他の役員に係るものにあつては、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号。以下「役員政令」という。）第二条に規定する当該他の役員の利害関係企業等（役員政令第三条第一項第一号に掲げる場合を除く。）

ハ 就職の援助の承認を得て行おうとする改正法附則第五条第一項に規定する行為が、役職員の離職に際しての離職後の就職の援助に該当すること。ただし、イの依頼に応ずるため、当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員であつた者について同項に規定する行為を行うことが必要不可欠と認められる場合は、この限りでない。

二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 営利企業等が役職員又は役職員であつた者を当該営利企業等又はその子法人の地位であつて、当該者の有する高度の専門的な知識経験を必要とするものに就かせることを目的として、職員に対し役職員又は役職員であつた者に関する情報の提供を依頼している場合において、当該職員が就職の援助の承認の申請に係る他の役職員又は役職員であつた者（以下「特定役職員等」という。）であつて、当該高度の専門的な知識経験を有するものを当該地位に就かせることを目的とするものであること（特定役職員等が当該営利企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第八条第一項第一号又は役員政令第三条第一項第一号に該当する場合を除く。）その他当該営利企業等が当該特定役職員等と特に密接な関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

ロ 就職の援助の承認を得て行おうとする改正法附則第五条第一項に規定する行為が、役職員の離職に際しての離職後の就職の援助に該当すること。ただし、イの依頼に応ずるため、当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員であつた者について同項に規定する行為を行うことが必要不可欠と認められる場合は、この限りでない。

三 就職の援助の承認の申請に係る他の職員が法第七十八条第四号に掲げる事由により離職を余儀なくされることが見込まれること。

2 職員は、前項各号のいずれかの基準に適合したことを理由として就職の援助の承認を得た後、当該基準に適合しなくなった場合には、直ちに、就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十七条の規定により、監察官に委任されている場合）あつては、監察官。以下「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

(就職の援助の承認後の通知義務)

第十三条 職員は、就職の援助の承認を得て改正法附則第五条第一項に規定する行為を行うに当たっては、あらかじめ、当該就職の援助の承認に係る営利企業等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該就職の援助の承認を受けた旨
- 二 当該就職の援助の承認をした委員会等の名称又は氏名及び連絡先
- 三 特定役職員等を営利企業等又はその子法人の地位に就かせるか否かは、当該営利企業等が任意に決定するものであって、当該営利企業等は、当該特定役職員等を当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせなかつたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないこと。

(就職の援助の承認の手續)

第十四条 就職の援助の承認を得ようとする職員は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項(当該就職の援助の承認を得ようとする行為が当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供の依頼のみである場合にあつては、第一号から第三号まで、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項)を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを委員会等に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 官職
- 四 特定役職員等の氏名
- 五 特定役職員等の生年月日
- 六 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員の官職若しくは特定独立行政法人の役員の職又は他の役職員であつた者の離職時の官職若しくは特定独立行政法人の役員の職
- 七 当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等の名称
- 八 当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等の業務内容
- 九 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員の職務と当該営利企業等との関係
- 十 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員が在職している行政機関等又は他の役職員であつた者が離職時に在職していた行

政機関等と当該営利企業等との関係

十一 その他参考となるべき事項

(就職の援助の承認の附帯条件)

第十五条 委員会等は、就職の援助の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該就職の援助の承認に際し必要な条件を付することができる。

2 委員会等は、前項の規定による条件に違反したときは、就職の援助の承認を取り消すことができる。

(子法人)

第十六条 改正法附則第五条第一項の政令で定める法人は、第一条に定めるものとする。

(就職の援助の承認の権限の委任)

第十七条 委員会は、改正法附則第五条第二項の規定により委任された承認の権限のうち、法第百六条の四第三項に規定する職に就いたことがない他の役員又は他の役員であつた者に対するものを監察官に委任することができる。

(在職機関たる国の機関)

第十八条 改正法附則第六条の政令で定める国の機関は、第十六条第一項(第二十号を除く。)に定めるものとする。

(在職機関による公表)

第十九条 改正法附則第六条の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2 前項の規定により公表を行う場合における改正法附則第六条第二号及び第三号の額は、管理職職員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(在職機関の公表事項)

第二十条 改正法附則第六条第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(委員長等が任命されるまでの間の経過措置)

第二十一条 改正法の施行の日から委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命されて法第十八条の四、第百六条の三第三項及び第百六条の四第六項及び第七項並びに第百六条の二十一第三項の規定並びに改正法附則第五条第二項及び第三項の規定が適用されるに至るまでの間、法第百条第五項、第百六条の三第五項、第百六条の四第八項及び第九項、第百六条の十六、第百六条の十七、第

百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第一項及び第三項並びに第百六条の二十一第一項及び第二項の規定、改正法附則第五條第四項の規定並びに第八條第二項、第九條、第十條、第二十三條、第二十五條、附則第十二條第二項、附則第十三條第二号、附則第十四條及び附則第十五條の規定の適用については、法第百條第五項中「第十八條の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会」とあるのは「第十八條の三第一項の規定により内閣総理大臣」と、「同項」とあるのは「前項」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、法第百六條の三第五項中「再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）」とあるのは「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、法第百六條の四第八項中「再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）」とあるのは「内閣総理大臣が第五項第六号の規定により行う承認」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同條第九項中「再就職等監察官」とあるのは「内閣総理大臣」と、法第百六條の十六から第百六條の十九までの規定中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同條中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、法第百六條の二十（見出しを含む。）中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同條第一項中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、法第百六條の二十一第一項及び第二項中「委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同條第一項中「監察官」とあるのは「その指名する者」と、改正法附則第五條第四項中「委員会が第二項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）」とあるのは「内閣総理大臣が第一項の規定により行う承認」と、「委員会」とあるのは「内閣総理大臣（以下「監察官」という。）に委任されている場合にあつては、監察官。次條及び第十條において「委員会等」という。）」とあり、第九條及び第十條中「委員会等」とあり、第二十三條中「委員会（依頼等の承認の権限が、次條の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官）」とあり、第二十五條中「監察官」とあり、附則第十二條第二項中「就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十七條の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官。以下「委員会等」という。）」とあり、並びに附則第十四條及び第十五條中「委員会等」とあるのは「内閣総理大臣」と、附則第十三條第二号中「委員会等の名称又は氏名及び」とあるのは「者及びその」とし、第十一條、第二十四條及び附則第十七條の規定は適用しない。

2 前項の規定により読み替えて適用される法、改正法及びこの政令の規定により、内閣総理大臣がした承認その他の行為又は内閣総理大臣に対してされた承認の申請その他の行為は、委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命された時以後においては、同項の規

定の適用がないものとした場合における相当規定により、委員会若しくは監察官がした承認その他の行為又は委員会若しくは監察官に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第三条 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした特定独立行政法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる前条各号に掲げる事務について、それぞれ特定独立行政法人の役員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該特定独立行政法人の役員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした特定独立行政法人の役員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該特定独立行政法人の役員に依頼している場合において、当該特定独立行政法人の役員が当該地位に就こうとする場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行うとしている場合（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 特定独立行政法人の役員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者にならうとする場合

2 特定独立行政法人の役員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなった場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。（求職の承認の手続）

第四条 求職の承認を得ようとする特定独立行政法人の役員は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを委員会に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 特定独立行政法人の役員の職

四 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称

五 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容

六 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係

七 その他参考となるべき事項

(求職の承認の附帯条件)

第五条 委員会は、求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

2 委員会は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十一条 準用国家公務員法第百六条の四第五項第六号の承認(以下「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の特定独立行政法人の役員の職

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間(再就職者が準用国家公務員法第百六条の四第三項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特定独立行政法人の役員の職及びその職務内容

- 八 当該依頼等の承認の申請に係る準用国家公務員法第六条の四第五項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る準用国家公務員法第六条の四第五項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第十二条 準用国家公務員法第六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官(以下「監察官」という。)に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 特定独立行政法人の役員の職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人)

第十八条 準用国家公務員法第六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下この条において「給付金等」という。)のうちを占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものとする。

附 則

(経過措置)

第二条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、求職の承認の申請をした特定独立行政法人の役員が改正法附則第五条第一項(改正法附則第十条において準用する場合を含む。)の承認に係る他の役員で

ある場合において、当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等が改正法附則第五条第一項（改正法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認に係る営利企業等であるときは、第三条第一項中「該当し」とあるのは「該当する場合又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認に係る他の役員が、当該承認に係る利害関係企業等の地位に就こうとする場合であつて」と、第四条第七号中「その他」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認の有無その他」とする。

2 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、第十三条第四項第十号、第二十一条第二項第九号並びに第二十三条第八号及び第九号中「求職の承認」とあるのは、「求職の承認及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認並びに同法附則第四条第五項の承認」とする。

（離職前の在職機関たる国の機関）

第四条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第一項の政令で定める国の機関は、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）、人事院、内閣府（宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関を除く。）、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する機関、会計検査院並びに防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行前の防衛施設庁とする。

（離職前の在職機関と密接な関係にある営利企業）

第五条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第一項の離職前の在職機関と密接な関係にある営利企業として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 離職前五年間に、離職前の在職機関に対し、許認可等又は補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。）の交付に係る申請中の期間がある営利企業

二 離職した日の五年前の日より前に、離職前の在職機関から許認可等（当該許認可等によりその対象となる事業又は事務の実施が可能となるもの）に限り、離職した日の五年前の日より前においてのみ可能となるものを除く。）又は補助金等の交付（当該補助金等の

交付の対象となる事業若しくは事務の完了若しくは廃止の日又は当該補助金等の交付の決定の全部の取消しの日が離職した日の五年前の日より前であるものを除く。)を受けた営利企業

三 離職前五年間に、離職前の在職機関による検査等、不利益処分又は行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。)であつて、第五号に規定する捜査等として行われるものを除いたものの対象となり得る期間がある営利企業

四 離職前五年間に、離職前の在職機関に対し届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下同じ。)を行った営利企業及び離職した日の五年前の日より前に、離職前の在職機関に対し届出(当該届出によりその対象となる事業又は事務の実施が可能となるもの)に限り、離職した日の五年前の日より前においてのみ可能となるものを除く。)を行った営利企業

五 離職前五年間に、離職前の在職機関に所属するいづれかの職員が職務として犯罪の捜査又は公訴の提起若しくは維持(附則第七条第一号において「捜査等」という。)に関する事務に従事した場合における当該犯罪の捜査を受けた被疑者又は当該公訴の提起を受けた被告人である営利企業

六 離職前五年間に係る年度(四月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。ただし、離職した日の五年前の日の翌日の属する年度にあつては同日から当該年度に属する三月三十一日までの期間と、離職の日が属する年度にあつては当該年度の四月一日から離職の日までの期間とする。第十一号において同じ。)のいづれかの年度において、離職前の在職機関との間の契約の総額が二千万円以上である営利企業

七 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十一条又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第三十条に規定する出資に係る営利企業(離職前の在職機関が同法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)である場合に限る。)

八 離職前五年間に、離職前の在職機関が法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。)又は業務方法書その他の規則に基づいて共同研究(離職前の在職機関と営利企業が共同して行う研究をいい、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三三号)第十一条第一項第四号に規定する技術指導を含む。附則第七条第一号りにおいて同じ。)を実施した営利企業

九 離職前に、次に掲げるもの(以下「関係機関等」という。)に対し、許認可等又は補助金等の交付(関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の

在職機関からの意見の聴取を経て行うものに限る。)に係る申請中の期間がある営利企業(離職前五年間に離職前の在職機関に所属するいずれかの職員が当該申請に関し、当該関係機関等に対する許認可等、法令の規定に基づく同意若しくは意見の提出又は当該関係機関等との法令の規定に基づく協議に関する事務に従事した場合に限る。)

イ 前条に規定する国の機関、特定独立行政法人、旧公社又は都道府県警察であつて、離職前の在職機関以外のもの

ロ 地方公共団体(都道府県警察を除く。)

ハ 特定独立行政法人以外の独立行政法人

ニ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等

ホ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。)

ヘ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

十 離職前五年間に関係機関等により行われる検査等、不利益処分又は行政指導(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を経て行うこととされているものに限る。)の対象となり得る期間がある営利企業

十一 離職前五年間に係る年度のいずれかの年度において、関係機関等と締結した契約(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を経て締結したものに限る。)の総額が二千万円以上である営利企業

十二 関係機関等が行う出資(当該関係機関等が、離職前の在職機関から許認可等若しくは法令の規定に基づく同意を受けて、又は法令の規定に基づく離職前の在職機関との協議若しくは離職前の在職機関からの意見の聴取を経て行うものに限る。)に係る営利企業
十三 前各号に該当する法人である営利企業の子法人(一の法人である営利企業が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人である営利企業をいい、一の法人である営利企業及びその子法人である営利企業又は一の法人である営利企業の子法人である営利企業が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人である営利企業は、当該法人である営利企業の子法人である営利企業とみなす。)

(営利企業への就職の承認の手続等)

第六条 特定独立行政法人の役員(特定独立行政法人の役員であつた者であつて離職の日から起算して二年を経過していない者を含む。以下この条及び次条において同じ。)は、改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第五項の承認(以下「営利企業への就職の承認」という。)を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特定独立行政法人の役員の任命権者(当該特定独立行政法人の役員が既に離職している場合には、離職時の当該特定独立行政法人の役員の任命権者)に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 特定独立行政法人の役員の職(当該特定独立行政法人の役員が既に離職している場合には、離職時の特定独立行政法人の役員の職)

四 当該営利企業への就職の承認の申請に係る営利企業の名称

五 当該営利企業への就職の承認の申請に係る営利企業の業務内容

六 当該営利企業への就職の承認の申請に係る特定独立行政法人の役員が就くことを承諾し、又は就こうとする営利企業の地位及びその業務内容

2 特定独立行政法人の役員は、営利企業への就職の承認を得た場合においても、離職の日から起算して二年を経過していない場合において、その営利企業内の承認を得た地位以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとするときは、改めて営利企業への就職の承認を得なければならない。

3 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第五項の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

(営利企業への就職の承認の基準)

第七条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第六項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められることとする。

一 営利企業への就職(特定独立行政法人の役員が、附則第五条各号に掲げるものの地位に就くことを承諾し、又は就くことをいう。以下同じ。)が、次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、処分等(許認可等、補助金等の交付、検査等、不利益処分、行政指導又は届出の受理をいい、捜査等として行われるものを除く。以下この条において同じ。)に関する事務であつて、就職予定営利企業(特定独

立行政法人の役員がその地位に就くことを承諾し、又は就こうとする営利企業をいう。以下同じ。)がその対象となり得るもの(当該就職予定営利企業の役員以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合にあっては、事業の開始の届出その他の裁量の余地の少ない処分等又は軽微な処分等として内閣総理大臣が定めるものに関する事務を除く。)をその職務とする特定独立行政法人の役員又は官職を占めていた期間がある場合(当該事務が経理の検査の実施、特許権の設定の審査その他の内閣総理大臣が定めるものに限られる場合であつて、当該特定独立行政法人の役員が当該就職予定営利企業に対する当該処分等に関する事務に従事した期間のない場合を除く。)

ロ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、職務として被疑者又は被告人である就職予定営利企業に対する捜査等に関する事務に従事した期間がある場合

ハ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、国家公務員法第六条の四第三項に規定する職に就いていた期間があり、かつ、離職前の在職機関(当該期間に在職していたものに限る。)が、当該期間に、処分等であつて、当該就職予定営利企業がその対象となり得る事業の免許、事業計画又は料金の認可その他の内閣総理大臣が定めるものに関する事務を所掌することにより当該就職予定営利企業の運営に重大な影響を及ぼし得る関係にあった場合

ニ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、離職前の在職機関とハに規定する関係にあった就職予定営利企業を代表する役員
の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合

ホ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、旧公社における出資(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法第二十一条又は郵政民営化法第三十条に規定する出資をいう。以下この号ホ及びヘにおいて同じ。)に関する事務をその職務とする旧公社の役員又は旧公社における官職を占めていた期間があり、かつ、就職
予定営利企業が出資に係る営利企業である場合

ヘ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、旧公社の役員の職又は旧公社における官職を占めていた期間があり、かつ、出資
に係る就職予定営利企業を代表する役員の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合

ト 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、離職前の在職機関と就職予定営利企業との間の契約の締結又は履行に関する事務
に従事した期間がある場合(当該契約の総額が内閣総理大臣が定める基準に該当する場合を除く。)

チ 離職前五年間における離職前の在職機関と就職予定営利企業との間の契約関係が当該就職予定営利企業の業績に重大な影響を
及ぼし得るものとして内閣総理大臣が定める基準に該当する場合

リ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、就職予定営利企業との間で行った共同研究（内閣総理大臣が定める基準に該当するものを除く。）に関する事務に従事した期間のある場合

ヌ 特定独立行政法人の役員が、離職前五年間に、関係機関等による就職予定営利企業に対する処分等（営利企業の役員以外の地位に就くことを承諾し、又は就こうとする場合にあつては、イに規定する裁量の余地の少ない処分等又は軽微な処分等として内閣総理大臣が定めるものを除く。）若しくは出資又は関係機関等と就職予定営利企業との間の契約（当該契約の総額が内閣総理大臣が定める基準に該当するものを除く。）に関する当該関係機関等に対する許認可等、法令の規定に基づく同意若しくは意見の提出又は関係機関等との法令の規定に基づく協議に関する事務に従事した期間のある場合

ル 就職予定営利企業の地位の業務内容に、離職前の在職機関との間の契約の締結又は履行、離職前の在職機関に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請その他離職前の在職機関に対する折衝等に関するものが含まれている場合

二 営利企業への就職が、前号イからルまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合において、特定独立行政法人の役員への就任に伴い当該役員が退職した営利企業、当該営利企業を子法人（附則第五条第十三号に規定する子法人をいう。以下この号において同じ。）とする営利企業又は当該営利企業の子法人への当該役員の就職であり、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと特別に認められる就職として内閣総理大臣が定めるものに該当すること。

（離職後の就職の援助を行うための基準）

第八条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められることとする。

一 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 営利企業等が役員又は役職員であつた者を当該営利企業等又はその子法人の地位であつて、当該者の有する専門的な知識経験を必要とするものに就かせることを目的として、特定独立行政法人の役員に対し役職員又は役職員であつた者に関する情報の提供を依頼していること。

ロ イの依頼に係る営利企業等が次のいずれにも該当しないこと。

（一）改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項の承認（以下「就職の援助の承認」という。）の申請に係る他の役職員が在職している行政機関等（職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第 号。以下「職員政令」という。））
第十六条第一項各号に掲げる国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察をいう。以下同じ。）又は他の役職員であつた者が

離職時に在職していた行政機関等との間で当該申請前五年間に締結した契約のうち、その会計経理に関し、入札又は契約の適正な執行の確保に関する事務を行う機関として内閣府令で定めるものにより、法令若しくは予算に違反し、又は不当と認められた事項（当該行政機関等及び当該営利企業等の一方又は双方により組織的に行われた犯罪その他の不正な行為に起因するものである）が、当該事項に関する是正又は改善の措置が講じられていないと認められるものに限る。）があるものを締結した営利企業等

(2) 就職の援助の承認の申請に係る他の役員のうち他の職員に係るものにあつては、職員政令第四条に規定する当該他の職員

(3) 就職の援助の承認の申請に係る他の役員のうち特定独立行政法人の他の役員に係るものにあつては、当該他の役員

害関係企業等（第三条第一項第一号に掲げる場合を除く。）

ハ 就職の援助の承認を得て行おうとする改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項に規定する行為が、役員

離職の際しての離職後の就職の援助に該当すること。ただし、イの依頼に応ずるため、当該就職の援助の承認の申請に係る他の役員であつた者について同項に規定する行為を行うことが必要不可欠と認められる場合は、この限りでない。

二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 営利企業等が役員又は役員であつた者を当該営利企業等又はその子法人の地位であつて、当該者の有する高度の専門的な知識経験を必要とするものに就かせることを目的として、特定独立行政法人の役員に対し役員又は役員であつた者に関する情報の提供を依頼している場合において、当該特定独立行政法人の役員が就職の援助の承認の申請に係る他の役員又は役員であつた者（以下「特定役員等」という。）であつて、当該高度の専門的な知識経験を有するものを当該地位に就かせることを目的とするものであること（特定役員等が当該営利企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合（当該検査等をする事務が第三条第一項第一号又は職員政令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。）その他当該営利企業等が当該特定役員等と特に密接な関係にある場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

ロ 就職の援助の承認を得て行おうとする改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項に規定する行為が、役員

離職の際しての離職後の就職の援助に該当すること。ただし、イの依頼に応ずるため、当該就職の援助の承認の申請に係る他の役員であつた者について同項に規定する行為を行うことが必要不可欠と認められる場合は、この限りでない。

三 就職の援助の承認の申請に係る他の職員が国家公務員法第七十八条第四号に掲げる事由により離職を余儀なくされることが見込まれること。

2 特定独立行政法人の役員は、前項各号のいずれかの基準に適合したことを理由として就職の援助の承認を得た後、当該基準に適合しなくなった場合には、直ちに、就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十三条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官。以下「委員会等」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（就職の援助の承認後の通知義務）

第九条 特定独立行政法人の役員は、就職の援助の承認を得て改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項に規定する行為を行うに当たつては、あらかじめ、当該就職の援助の承認に係る営利企業等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該就職の援助の承認を受けた旨
- 二 当該就職の援助の承認をした委員会等の名称又は氏名及び連絡先
- 三 特定役員等を営利企業等又はその子法人の地位に就かせるか否かは、当該営利企業等が任意に決定するものであつて、当該営利企業等は、当該特定役員等を当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせなかつたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないこと。

（就職の援助の承認の手續）

第十条 就職の援助の承認を得ようとする特定独立行政法人の役員は、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項（当該就職の援助の承認を得ようとする行為が当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等又はその子法人の地位に関する情報の提供の依頼のみである場合にあつては、第一号から第三号まで、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項）を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを委員会等に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 特定独立行政法人の役員の職
- 四 特定役員等の氏名
- 五 特定役員等の生年月日
- 六 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員の官職若しくは特定独立行政法人の役員職又は他の役職員であつた者の離職時の官職若しくは特定独立行政法人の役員職
- 七 当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等の名称

八 当該就職の援助の承認の申請に係る営利企業等の業務内容

九 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員の職務と当該営利企業等との関係

十 当該就職の援助の承認の申請に係る他の役職員が在職している行政機関等又は他の役職員であった者が離職時に在職していた行政機関等と当該就職の援助の承認の申請に係る当該営利企業等との関係

十一 その他参考となるべき事項

(就職の援助の承認の附帯条件)

第十一条 委員会等は、就職の援助の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該就職の援助の承認に際し必要な条件を付することができる。

2 委員会等は、前項の規定による条件に違反したときは、就職の援助の承認を取り消すことができる。

(子法人)

第十二条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第一項の政令で定める法人は、第一条に定めるものとする。

(就職の援助の承認の権限の委任)

第十三条 委員会は、改正法附則第十条において準用する改正法附則第五条第二項の規定により委任された承認の権限のうち、国家公務員法第六六条の四第三項に規定する職に就いたことがない他の役職員又は他の役職員であった者に対するものを監察官に委任することができ。

(在職機関による公表)

第十四条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第六条の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2 前項の規定により公表を行う場合における改正法附則第十条において準用する改正法附則第六条第二号及び第三号の額は、特定独立行政法人の役員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(在職機関の公表事項)

第十五条 改正法附則第十条において準用する改正法附則第六条第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 (略)

(委員長等が任命されるまでの間の経過措置)

第十六条 改正法の施行の日から委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命されて独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第五十四条の二第六項の規定が適用されるに至るまでの間、通則法第五十四条第二項及び第三項並びに第五十四条の二第二項の規定、改正法附則第十条の規定並びに第三条第二項、第四条、第五条、第十一条、第十二条、附則第八条第二項、附則第九条第二号、附則第十条及び附則第十一条の規定の適用については、通則法第五十四条第二項中「第十八条の四及び次条第六項」とあるのは「第十八条の三第一項」と、「権限の委任を受けた再就職等監視委員会が扱われる」とあるのは「内閣総理大臣が行う」と、同条第三項中「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、通則法第五十四条の二第一項中「国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第六十六条の二（第二項第三号を除く。）、第六十六条の三、第六十六条の四及び第六十六条の十六から第六十六条の二十七までの規定」とあるのは「職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）附則第二十一条の規定により読み替えられた国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の五第一項、第十八条の六、第六十六条の二（第二項第三号を除く。）、第六十六条の三（第三項及び第四項を除く。）、第六十六条の四（第六項及び第七項を除く。）及び第六十六条の十六から第六十六条の二十まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二から第六十六条の二十七までの規定」と、改正法附則第十条中「附則第四条（第三項及び第七項を除く。）、第五条から第七条まで、前条（第三項を除く。）及び」とあるのは「附則第四条（第三項及び第七項を除く。）の規定、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）附則第二十一条の規定により読み替えられた附則第五条（第二項及び第三項を除く。）の規定並びに附則第六条、附則第七条、前条（第三項を除く。）及び」と、第三条第二項中「求職の承認をした再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第四条、第五条及び第十一条中「委員会」とあり、第十二条中「再就職等監察官（以下「監察官」という。）」とあり、附則第八条第二項中「就職の援助の承認をした委員会（就職の援助の承認の権限が、附則第十三条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官。以下「委員会等」という。）」とあり、並びに附則第十条及び第十一条中「委員会等」とあるのは「内閣総理大臣」と、附則第九条第二号中「委員会等の名称又は氏名及び」とあるのは「者及びその」とし、附則第十三条の規定は適用しない。

2 前項の規定により読み替えて適用される通則法、改正法及びこの政令の規定により、内閣総理大臣がした承認その他の行為又は内閣総理大臣に対してされた承認の申請その他の行為は、委員会の委員長及び二名以上の委員が最初に任命された時以後においては、同項の規定の適用がないものとした場合における相当規定により、委員会若しくは監察官がした承認その他の行為又は委員会若しくは監察官に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。